

# 新機能のご紹介

模範六法ブラウザに、法令・判例の参照効率を大幅に向上させる  
**「マーカー機能」と「グループ機能」**を新たに追加しました。

- **マーカー機能**

法令文書中に色付きマーカーを付与し、重要部分を強調できます。

- **グループ機能**

関連する複数の法令ページをグループ化し、作業状態を保存・再開できます。

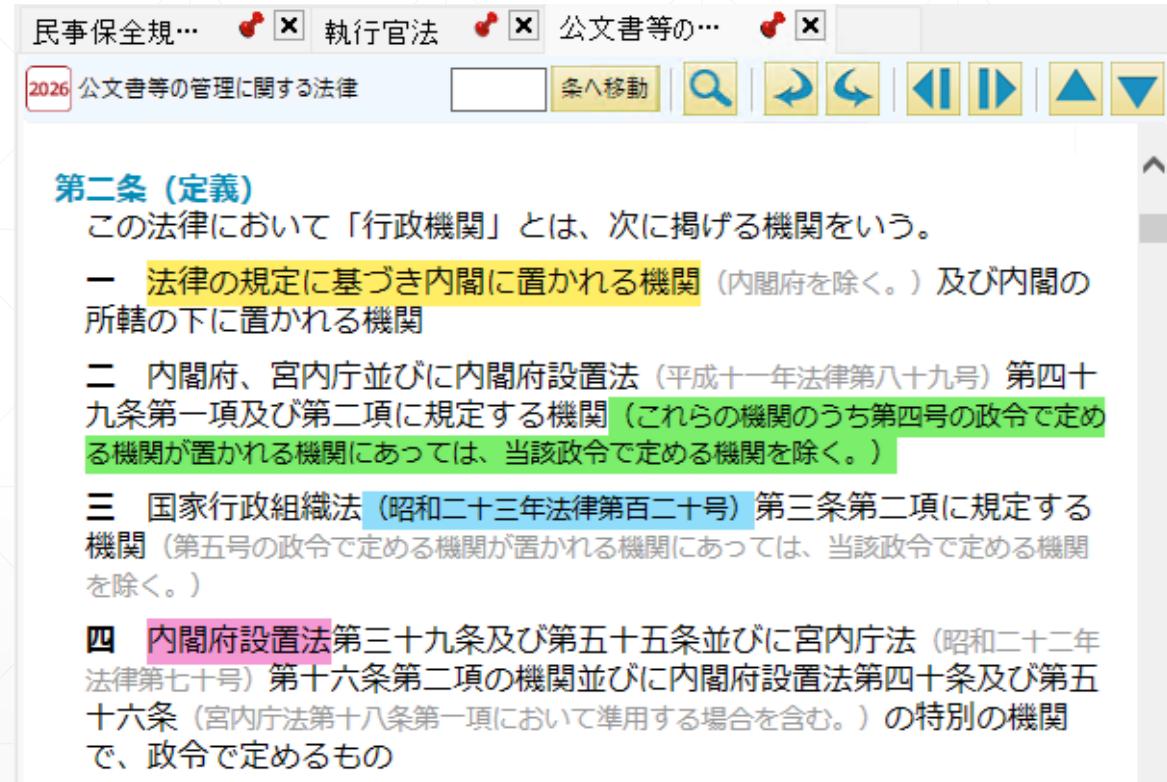
- **アップデートで従来バージョンでも対応**

アップデートを適応することで、従来バージョンをご利用中でも新機能をご利用いただくことが可能です。

# マーカー機能：概要

## ■ マーカー機能とは？

- 法令／判例本文の特定箇所に色を付けて強調する機能
  - 複数色で意味付け・分類が可能
  - 重要箇所の可視化・分類に役立つ



The screenshot shows a Japanese legal document editor interface. At the top, there are three red circular icons with white symbols (likely for search, replace, and other functions) followed by text boxes containing "民事保全規…", "執行官法", and "公文書等の…". Below this is a toolbar with various icons: a red-bordered box labeled "2026 公文書等の管理に関する法律", a "条へ移動" button, and navigation icons for search, previous/next, and first/last pages.

**第二条（定義）**

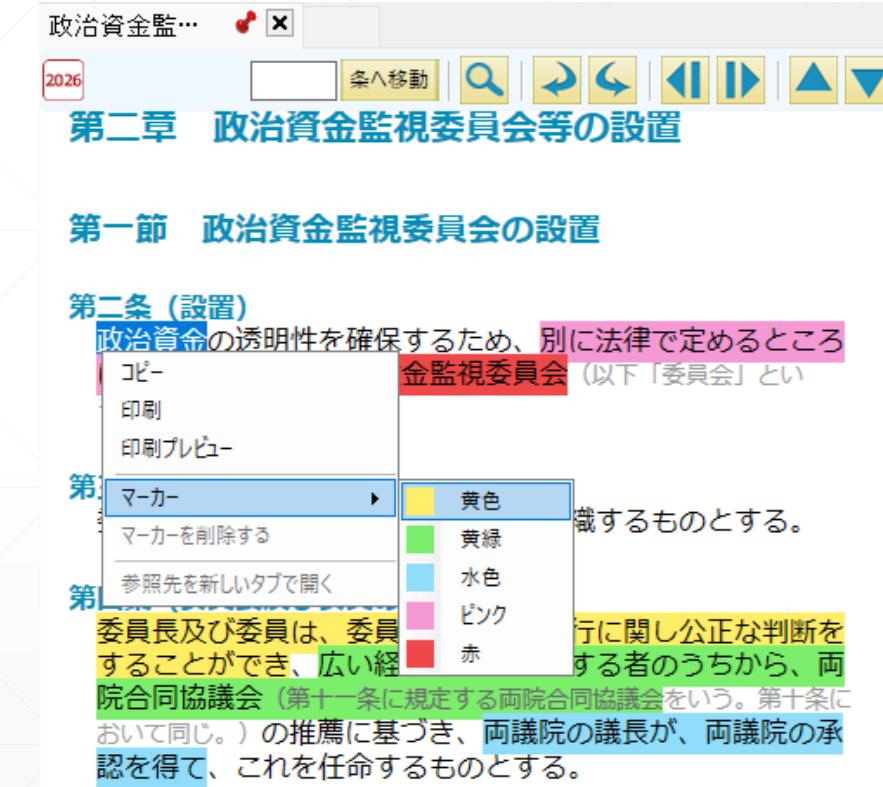
この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

# マーカーを登録する

## ■操作手順

- ① 本文で範囲を選択
- ② 右クリック → 「マーカー」
- ③ 色を選択 → 背景色が変わり登録完了



# 登録したマーカーを確認

## ■操作手順

- ① [マーカー] タブを開く
  - ② 一覧から項目をクリック  
→ 右側に内容表示  
→ 本文の該当位置へジャンプ
- ✓ 色のチェックで絞り込み可能

目次 検索 履歴 しおり マーカー グループ			
表示するマーカーの色			
<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="radio"/> すべて			
<input type="checkbox"/> すべて選択	<input type="button" value="選択項目を削除"/>		
項目名	詳細	マークした文字	
<input type="checkbox"/> 公文書等の管理に関する法律	第二条(定義)	内閣府設置法	
<input type="checkbox"/> 公文書等の管理に関する法律	第二条(定義)	(昭和二十三年法	
<input type="checkbox"/> 公文書等の管理に関する法律	第二条(定義)	(これらの機関のうち	
<input type="checkbox"/> 公文書等の管理に関する法律	第二条(定義)	法律の規定に基づく	
<input type="checkbox"/> 地方自治法〔判例〕	第145条(1)地方公共団体の長…)	地方公共団体の長	
<input type="checkbox"/> 地方自治法〔判例〕	第11条(1)外国人地方参政権…)	外国人地方参政権	
<input type="checkbox"/> 日本国憲法〔判例〕	第14条(3)女性の総合職への…)	女性の総合職への	

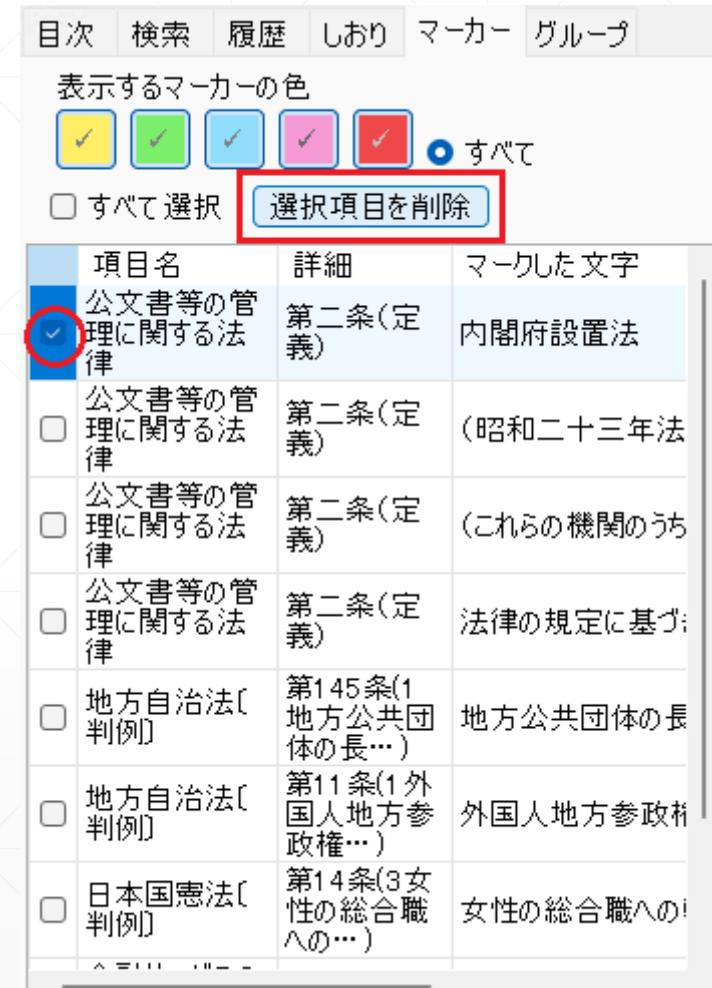
# マーカーを削除する

## ■ [マーカー] タブから削除

- ① [マーカー] タブを開く
- ② 一覧から項目をチェック  
→ [選択項目を削除]

## ■ 本文から削除

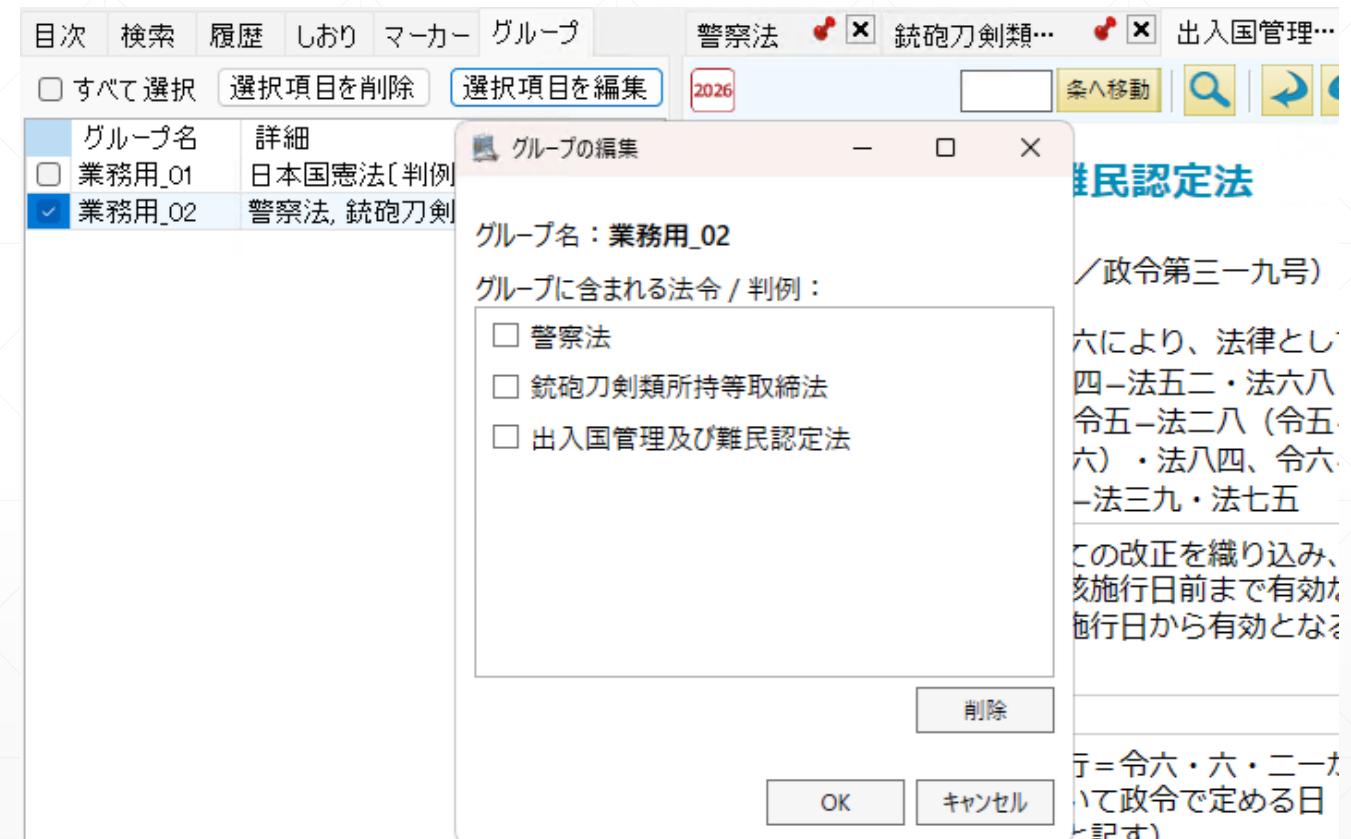
- ① マーカー上で右クリック  
→ 「マーカーを削除」



# グループ機能：概要

## ■ グループ機能とは？

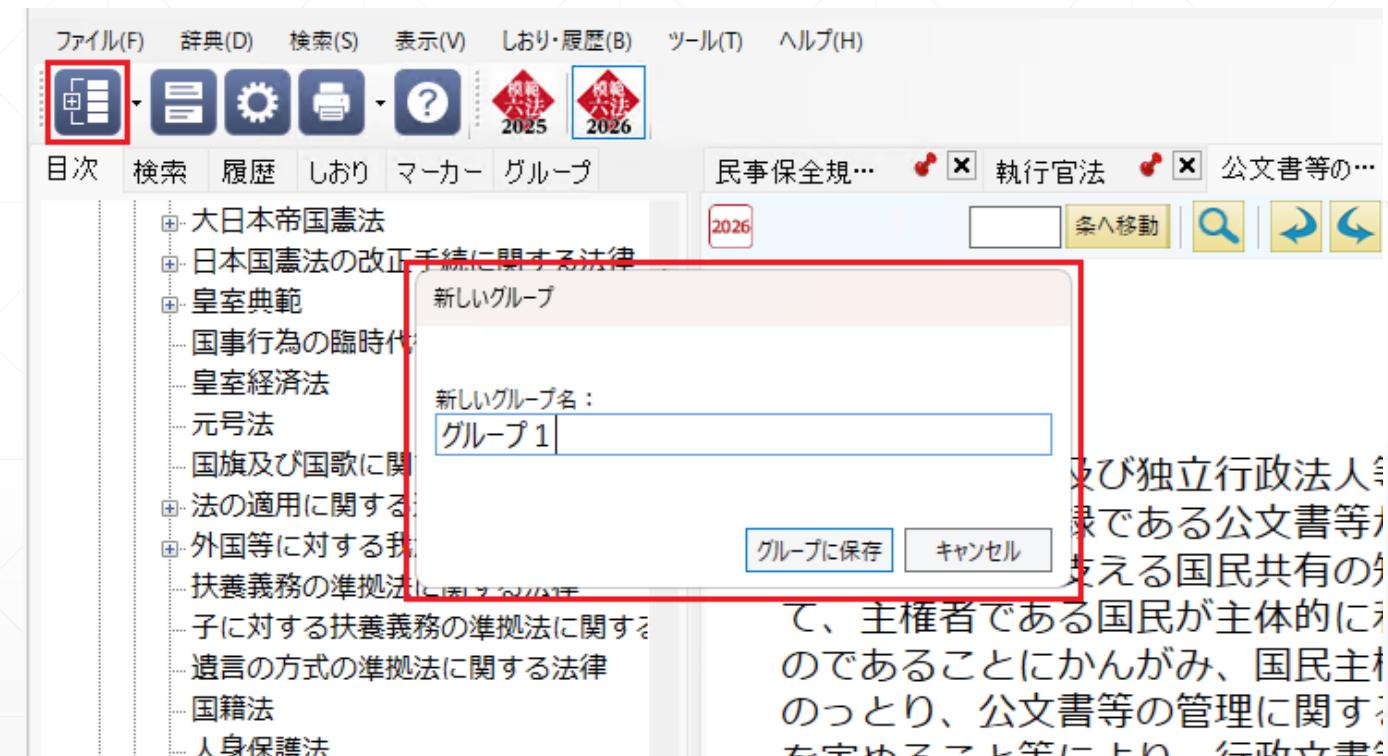
- 法令・判例をグループとしてまとめて保存できる機能
- 現在開いている法令・判例のセットをそのまま1つのグループとして保存できる
- 次回作業時は、そのグループを開くだけで  
→ 前回の作業をスムーズに再開できる
- 調査途中の案件、学習中の条文セットの「中断→再開」に非常に便利
- グループごとの保存内容を一覧表示
- グループ内の法令・判例を **追加・削除して管理可能**
- 不要なグループ自体も **削除可能**



# 新しいグループに保存する

## ■操作手順

- ① 表示中の画面で「グループに保存」ボタンをクリック
- ② 新しいグループ名を入力  
→ 保存

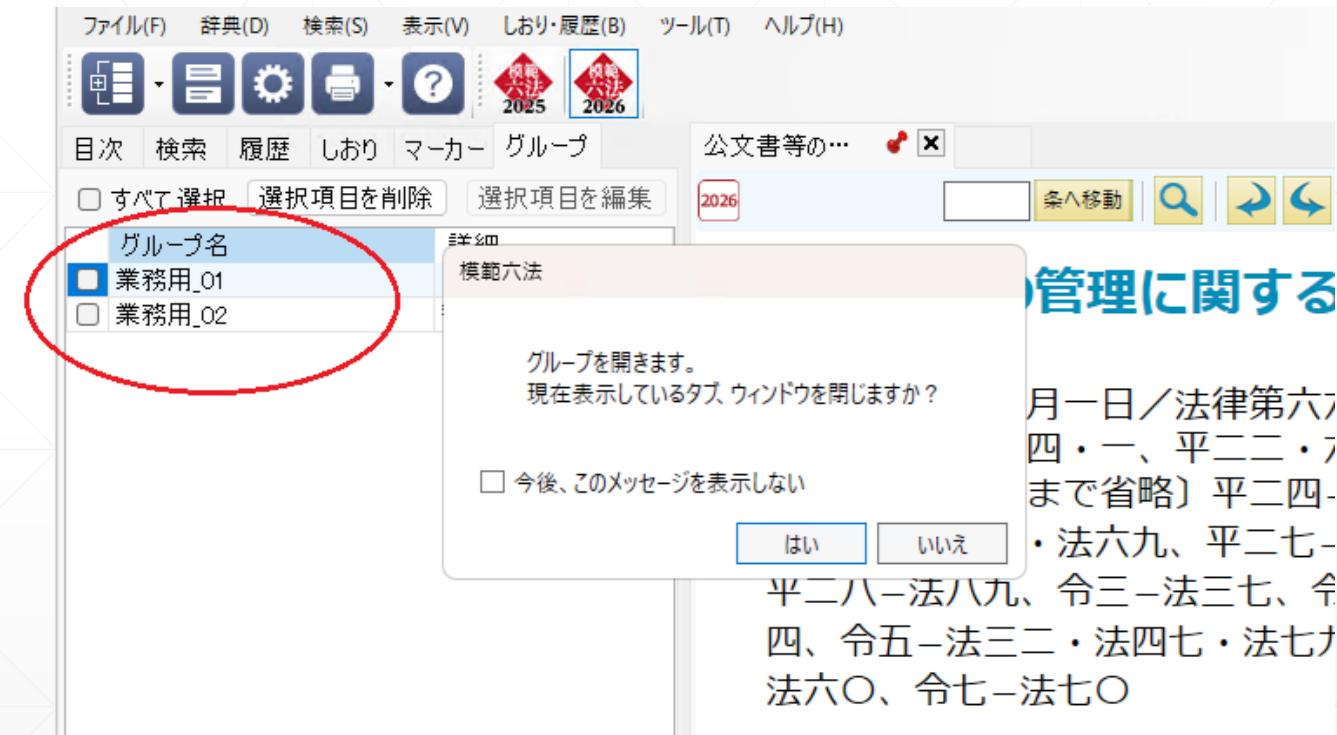


# 保存したグループを表示

## ■操作手順

- ① [グループ] タブを開く
- ② 表示したいグループをクリック

- 表示中のタブ/ウィンドウを閉じるかの確認ダイアログあり（設定で変更可）



# 既存グループに上書き保存する

## ■操作手順

- ① 「グループに保存」ボタン横の▼から、既存のグループを選択

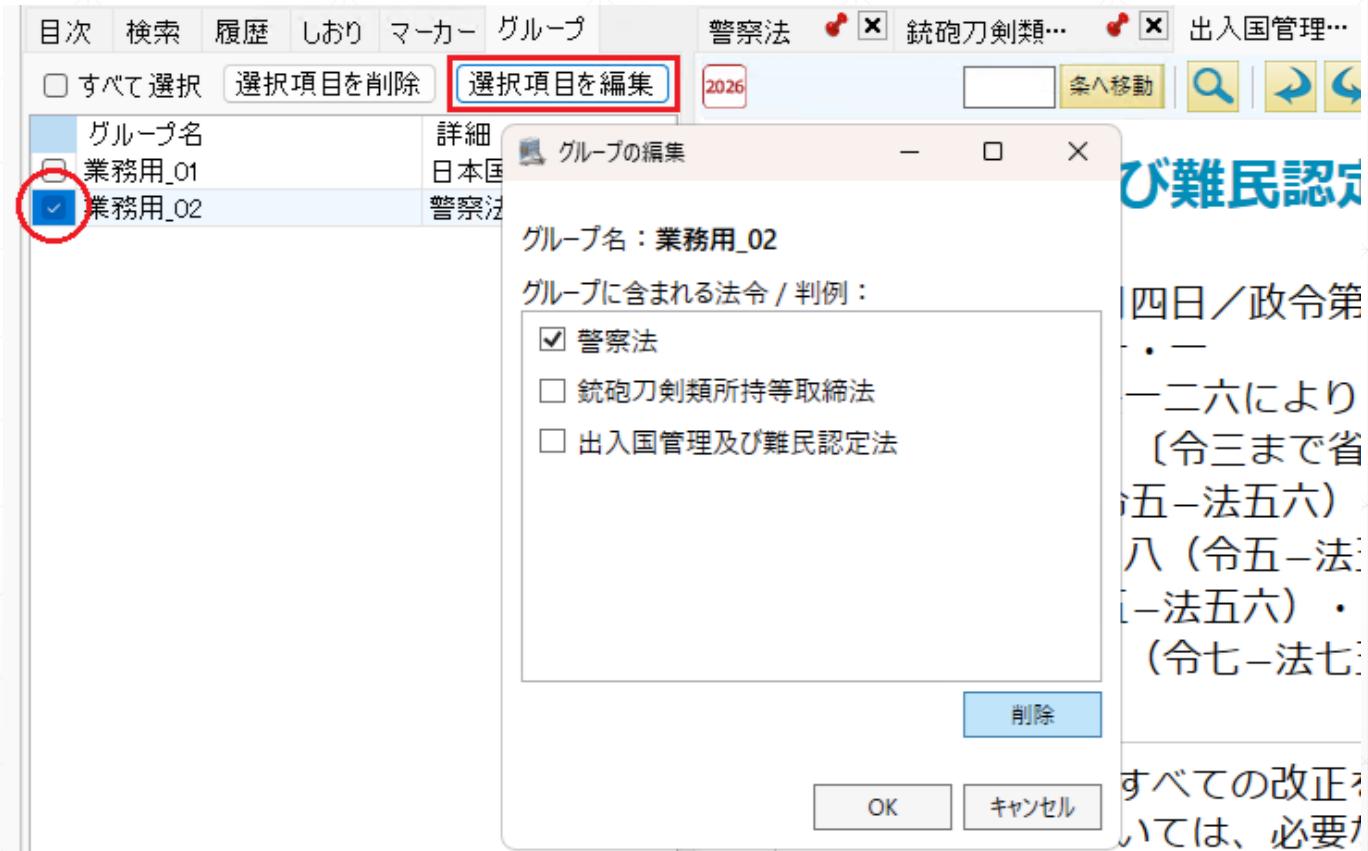
→現在表示している法令や判例をグループに上書き保存



# グループ内の項目を削除

## ■操作手順

- ① [グループ] タブ → グループにチェック
- ② [選択項目を編集] をクリック
- ③ 削除したい項目を選択 → [削除] → [OK]



# グループ 자체を削除

## ■操作手順

- ① [グループ] タブ → グループにチェック
  - ② [選択項目を削除] をクリック
- ✓ [すべて選択] で一括削除も可能

